

研究開発評価に対する文部科学省の評価委員会等の委員からの意見

大綱的指針に関する全体論

- ・ 研究開発評価は、研究開発の特性や条件等に応じて、各評価実施主体が自らが考え、適切な評価制度を構築すべきものであり、大綱的指針や各府省の評価指針では、細かい制約条件を記述すべきではない。
- ・ 研究開発評価といっても、評価の目的は様々である。それぞれの目的に応じて評価が行われるべきであるが、大綱的指針ではそれが分けられて書かれていないため、分かりづらい。評価の目的とその目的に応じた留意点を対応させて記述すべき。また、いろいろな課題については、どの評価、どの目的に応じたものなのかを明確にして、議論すべき。
- ・ PDCAサイクルのC(評価)の部分だけでなく、研究開発マネジメント全体を見据えた議論をすべき。

論点1関連

- ・ 困難な目標に挑戦したが、目標が達成できなかったという場合でも、評価結果が悪くなるため、困難な目標に挑戦しない方が良いという意見が研究者の間に広まっている。困難な目標に挑戦した場合、最終的に目標が達成できたかどうかだけでなく、どういった成果が得られたかという部分も業績として評価できるシステムとするべき。
- ・ イノベーション創出のためには、ひらめきや新たな発見などが必要となるが、研究開発では、しっかりと努力をしても成果が現れないことの方が多い。研究開発評価は、研究開発活動を最大限活性化することが目的である、という原点に立ち返り、成果の有無だけでなく、プロセスなども考慮して評価を実施することが重要である。
- ・ 評価結果を予算に反映させる際、評価結果が悪い研究について、予算を一律削減するという反映方法では、誰も困難な目標に挑戦しなくなる。
- ・ 数値目標を立てることについては、慎重に検討されるべき問題であり、安易な導入は逆効果になることを認識すべき。例えば、論文数について数値目標を立てると、①論文に直接関係しないことは行われなくなる、②論文数を増やすことが目的となり、論文の質の低下を招く、という危険性がある。

論点3関連

- ・ 事後評価結果を被評価者へフィードバックすることは非常に有用なことだが、事前評価の評価者へもフィードバックすることで、事前評価(特に、競争的資金の事前審査)が適切であったかというチェックにもつながり、ひいては事前評価の質の向上につながることになる。